

平成十八年一月二十五日提出
質問第一八号

民事裁判における偽証の取締りに関する質問主意書

提出者 前田雄吉

民事裁判における偽証の取締りに関する質問主意書

民事裁判において偽証しても、起訴されることはないとの風潮のもとで、偽証が横行しているが、公正な裁判の確立のためには、民事裁判においても偽証への厳正な対応が必要であると考えます。

従って、政府に対し次の事項について質問する。

- 一 過去一〇年間の民事裁判において偽証罪で告発された件数。
- 二 同民事裁判において、偽証罪で起訴した件数及び処罰された件数。
- 三 民事裁判における偽証件数について、不起訴としこれを検察審査会が不起訴不当、及び起訴相当とした案件は、それぞれ何件あると政府は把握しているか。

四 上記事件について検察庁はどのような処分を行ったか。

五 検察当局は、裁判員制度の導入に備え、証人尋問における嘘の証言について、偽証罪での立件を積極的にすすめる方針を決めたとされるが、上記検察当局の偽証についての方針は、民事裁判における偽証は除外するとする趣旨なのか。

右質問する。